

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の動向

障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

障害福祉課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- **児童発達支援センター等における中核機能を評価**

＜専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進める等の中核的役割を担う児童発達支援センターの評価を新設＞

- **児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進**

＜支援において、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）を含めた総合的な支援を提供することを基本とし、個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化することを新たに求める＞

- **児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入**

＜短時間の支援(30分未満)は算定除外とし、利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設けるよう見直す＞

- **支援ニーズの高い児への支援の評価を充実**

＜①医療的ケア児・重症心身障害児に発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価を新設 ②送迎加算について、児童の医療濃度等も踏まえるよう見直す ③強度行動障害を有する児童への支援について、支援スキルのある職員の配置や支援計画策定、支援を行った場合の評価を見直す＞

- **家族支援の評価を充実**

＜オンラインによる相談援助を含め、個別とグループの支援に整理して評価し、きょうだいも相談援助の対象として明確化するよう見直す＞

- **インクルージョン推進の取組への評価を充実**

＜併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、個別支援計画に具体的な取り組みの記載、実施を求める＞